

学校長 様

県立東新潟特別支援学校

年 組

児童生徒氏名

## 療養解除届

上記の者は、以下により療養等をしておりましたが、出席停止期間を経過しましたので本届を提出します。

該当に○	病名	出席停止期間の基準
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで

発症日	令和 年 月 日
解熱した日 *インフルエンザの場合に記入	令和 年 月 日
症状が軽快した日 *新型コロナウイルス感染症の場合に記入	令和 年 月 日
登校開始日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名

### 保護者の方へ

- インフルエンザ及び新型コロナ感染症は、学校保健安全法施行規則により出席停止期間の基準が定められています。新型コロナ感染症に関しては、当校の実情を踏まえ以前お知らせしたとおり、出席停止期間を5日間とさせていただきます。この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。（ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。）
- 出席停止期間の数え方については裏面を参考にしてください。
- 本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- 療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

## 〈出席停止期間の数え方〉

### ○新型コロナウイルス感染症の場合

【発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで】

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態です。

〈例〉

【発症後4日目に症状が軽快した場合】

6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	
発症							登校可能
				0日目	1日目		
				症状軽快			

【発症後5日目に症状が軽快した場合】

6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8		
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目		
発症								登校可能	
					0日目	1日目			
					症状軽快				

### ○インフルエンザの場合

【発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで】

〈例〉

【発症後3日目に解熱した場合】

6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	
発症							登校可能
			0日目	1日目	2日目		
			解熱				

【発症後4日目に解熱した場合】

6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
発症								登校可能
					0日目	1日目	2日目	
					解熱			